

5. ゴミ処理細則

スペリア佐屋管理組合管理規約に基づき「ゴミ処理細則」次の通り定める。

(分別処理)

第1条 ゴミ等の処理については、収集先の計画及び指示に基づき分別処理に協力する。

(処理方法)

第2条 ゴミ等の処理は次のように行う。

可燃ゴミ		指定のゴミ袋や粗大ゴミはシールを購入し 住戸番号と氏名を記入し、指定の日時に ゴミ置場へ出すこと。
プラスチック類ゴミ		
粗大ゴミ		
不燃ゴミ		
資源 源 ゴ ミ	カン類	カンの中を水洗いし指定の容器へ入れること
	ビン類	ビンの中を水洗いし指定の容器へ入れること
	新聞紙、雑誌類、 ダンボール類、古布類	それぞれごとにヒモで縛り指定の場所へ置く こと

2、ゴミ等を処理する日時は次の通りとする。

可燃ゴミ	回収当日の午前5時より午前8時まで
プラスチック類ゴミ	
粗大ゴミ	回収日前日の午後1時より回収日の午前8時 まで
不燃ゴミ	
資源ゴミ類	

3、回収日の前日から処理できる場合は、午後10時から午前5時までの間のゴミ等を出すことは禁止する。

4、自治体のゴミの種類と出し方に問題があって回収しないゴミは、管理組合で内容を点検し、当該者に返却又は問題点等を公表することができる。

(ゴミ当番)

第3条 各住戸は、輪番制でゴミ当番の任に付くものとする。

(細則の改廃)

第4条 この細則の改廃は、総会出席者の過半数で決する。

(発効)

第5条 この細則は、平成11年12月12日より発効する。

平成 14 年 (2002) 4 月 21 日

一部変更

平成 16 年 (2004) 3 月 28 日

一部変更

平成 20 年 (2008) 3 月 30 日

一部変更